



佐賀県公報

平成17年
3月28日
(月曜日)
第12585号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

告示

- 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (二六三・障害福祉課) 一
 - 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (二六四・") 一
 - 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (二六五・") 二
 - 土地収用法に基づく事業の認定 (二六六・土地対策課) 二
 - 都市計画事業変更の認可 (二六七・下水道課) 四
 - 保安林の指定 (二六八・森林整備課) 四
 - 証紙売りさばき人の住所及び売りさばき所の位置の変更 (二六九・会計課) 四
 - 都市計画の決定に伴う関係図書の写しの縦覧 (まちづくり推進課) 五
 - 海区漁業調整委員会事項
 - 水産動物の採捕の禁止 (指 示・六六) 五
- 正 誤
- ◎平成十六年十二月二十八日付け佐賀県公報号外二号中訂正 (総務法制課) 五

○ 告 示

●佐賀県告示第百六十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年三月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 株式会社コムスン吉野ケ里ケアセンター

所在地 神埼郡神埼町大字田道ケ里二千八百九十二番地一

サービスの種類 児童居宅介護

事業所番号 四一〇〇三〇〇七〇一一八

二 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人六親福祉会

所在地 小城市芦刈町大字三王崎千五百二十三番地

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 あしはらの園ヘルパーステーション

所在地 小城市芦刈町大字三王崎千五百二十三番地

サービスの種類 児童居宅介護

事業所番号 四一〇〇三〇〇七一一一六

●佐賀県告示第百六十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年三月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
- 名称 株式会社コムスン
- 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号
- (三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 株式会社コムスン吉野ケ里ケアセンター

所在地 神埼郡神埼町大字田道ケ里二千八百九十二番地一

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一〇一〇一三

二 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人六親福祉会

所在地 小城市芦刈町大字三王崎千五百二十三番地

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 あしはらの園ヘルパーステーション

所在地 小城市芦刈町大字三王崎千五百二十三番地

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一〇二二一一

●佐賀県告示第百六十五号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年三月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 株式会社コムスン吉野ケ里ケアセンター

所在地 神埼郡神埼町大字田道ケ里二千八百九十二番地一

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一三二一一九

二 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人六親福祉会

所在地 小城市芦刈町大字三王崎千五百二十三番地

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 あしはらの園ヘルパーステーション

所在地 小城市芦刈町大字三王崎千五百二十三番地

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一三二二一七

●佐賀県告示第百六十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十七年三月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 起業者の名称

東脊振村

二 事業の種類

東脊振村立東脊振小学校移転改築事業及びそれに伴う農業用水路付替工事

三 起業地

(一) 収用の部分

佐賀県神埼郡東脊振村大字石動字西二本杉地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号の要件への適合性について

東脊振村立東脊振小学校移転改築事業及びそれに伴う農業用水路付替工事(以下「本件事業」という。)のうち、東脊振村立東脊振小学校移転改築事業(以下「本体工事」という。)は、法第三条第二十一号の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための農業用水路付替工事は、同条第五号の地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第二十条第一号に掲げる要件を満たすと判断される。

(二) 法第二十条第二号の要件への適合性について

学校教育法第二条において、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人のみがこれを設置することができる」とされていること等から、起業者である東脊振村は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。また、同村は、一般会計により既に財源措置を講じている。よって、本件事業は、法第二十条第二号に掲げる要件を満たすと判断される。

(三) 法第二十条第三号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現在の東脊振小学校は、南校舎が公立学校建物の耐力度調査において危険建物と位置付けられる等その老朽化が激しく、また、敷地が狭いため体育、クラブ活動時等は併設する中学校と混在して運動場を利用しており危険な状態である等の問題が生じている。このため、敷地を拡張して校舎等を改築し、必要な運動場の確保を図るものである。

本件事業の施行により、児童の安全性の確保を図ることができることにも、教育環境が大幅に改善され、児童教育の充実に寄与することが見込まれる。

これらのことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと判断される。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

起業地は文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれているが、起業者は同法に基づき必要に応じた記録保存等の措置を講じることとしていることなどから、失われる利益については軽微なものと判断される。

ウ 代替案について

起業地は、村長の諮問機関であり、各種団体及び地区住民を代表する識見者により構成される東脊振村公共施設等建設候補地検討委員会の答申を踏まえ、現敷地を拡張して整備する案と現敷地内での整備案について、安全に利用できる運動場の確保、工事期間中の授業への影響、仮設校舎の必要性等を総合的に勘案して検討がなされた結果、適切と認められる現敷地の拡張案が採用されている。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を満たすと判断される。

(四) 法第二十条第四号の要件への適合性について

(三)のアで述べたように、校舎の老朽化や運動場の狭あいといった問題が生じていること、また、平成十三年に策定された第四次東脊振村長期総合計画書で教育環境の整備(学校教育施設の改築)が主要課題に位置付けられ、小学校校舎の改築及び運動場の整備を図るとされていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、義務教育諸学校施設費国庫負担

法(昭和三十三年法律第八十一号)に基づき、小学校における教育の実施のために必要な範囲であると認められる。

さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用の手段を講じることが合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号に掲げる要件を満たすと判断される。

(五) 結論

以上のとおり、本件事業は法第二十条各号の要件をすべて満たすものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

東脊振村教育委員会

●佐賀県告示第百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十七年三月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 施行者の名称

川副町

二 都市計画事業の種類及び名称

川副都市計画下水道事業 川副町公共下水道

三 事業施行期間

平成十年十一月十一日から

平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

●佐賀県告示第百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成十七年三月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林の所在場所

三養基郡基山町大字小倉字大久保二四六七の一、二四六七の九、字車道二五一七の三から二五一七の七まで、字北帝二五二七の一から二五二七の三まで、二五二七の五から二五二七の一三まで、二五三九、字坊住二五五三の三、二五五三の四、二五五三の六から二五五三の八まで、二五五三の一〇、二五五三の一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県土づくり本部森林整備課及び基山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第百六十九号

佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)第十一条第

一項の規定により、証紙売りさばき人の住所及び売りさばき所の位置を変更した旨、佐賀県出納長から通知があった。

平成十七年三月二十八日

佐賀県知事 古川 康

売りさばき人の氏名又は名称 有会社遠田代表取締役 遠田くみ子	変更事項	変更後	変更前	変更年月日 平成一七年三月一日
	住所	小城市小城市小町晴氣一〇番地一	小城市小城市小町晴氣一〇番地一	
売りさばき所の位置	小城市小城市小町晴氣一〇番地一	小城市小城市小町晴氣一〇番地一		

○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成17年3月28日

佐賀県知事 古川 康

- 1 都市計画事業の種類及び名称
唐津都市計画高度地区
- 2 縦覧場所
佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

○ 海区漁業調整委員会事項

●松浦海区漁業調整委員会指示第六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、松浦海区海面における水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

平成十七年三月二十八日

松浦海区漁業調整委員会

会長 宮崎 孝俊

唐津市鎮西町波戸岬灯台から真方位百四度、千四百メートルの地点に設置した自動音響給餌ブイを中心に半径百メートル以内の区域において、平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間、水産動物を採捕してはならない。ただし、県が調査等のために採捕する場合は、この限りではない。

○ 正 誤

平成十六年十二月二十八日付け佐賀県公報号外第二号中訂正

頁	簡 所	誤	正
5	下段 左から二行目	相知町山崎	相知町山崎

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月二十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)